

野中 公彦 様

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
理事長 堀江 武



法人文書の開示をする旨の決定について (通知)

平成23年10月26日付けをもって開示請求があった法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下、「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示をする法人文書 ( 全部開示 ・ 部分開示 )

19年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業事後評価用報告書

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定により、農産物の生産・流通・消費に関する情報(農産物の生産・流通・消費に関する情報)の開示が、農産物の生産・流通・消費に関する情報の開示を妨げるおそれがあるため、不開示とすることを決定しました。

- 3 開示の実施の方法等 (裏面の説明事項をお読み下さい。)

① 開示の実施の方法等

法人文書の種類・数量等	開示の実施方法等	開示実施手数料の額	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判文書 8枚 (内訳) モノクロ: 5枚 カラー: 3枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②写しの送付	用紙1枚につき10円 (モノクロ)	50円
		用紙1枚につき20円 (カラー)	60円

② 窓口において開示の実施をすることができる日時等  
 期間: 12月19日から1月18日まで (土曜・日曜、祝祭日を除く。) 110円  
 時間: 8:30~12:00、13:00~17:15  
 窓口名: 茨城県つくば市観音台3-1-1 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構情報公開窓口  
 ※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当窓口までご連絡ください。

③ 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)  
 日数: 「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定  
 送料 (見込み額): 通常郵便物 (定形外) 100gまで140円

<本件連絡先>  
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
 統括部総務課 (担当者: 福田)  
 TEL: 029-838-8511  
 FAX: 029-838-8989  
 e-mail: ahayashi@affrc.go.jp

## &lt;説明事項&gt;

## 1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の申出は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書開示実施方法等申出書」により行って下さい。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書開示実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くように提出願います。

開示の実施の方法は、この通知書の3-①「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けることや部分ごとに異なる方法を選択することもできます。一旦、閲覧した上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

窓口における開示の実施を選択される場合には、この通知書の3-②「窓口において開示の実施をすることができる日時等」に記載されている日時から、希望する日時(記載された日時に都合がよいものがない場合には、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡して下さい。)を選択して下さい。また、窓口における開示の実施のうち、閲覧又は視聴による方法の場合には、3-②「窓口において開示の実施をすることができる日時等」の窓口名に記載されている受付窓口でも開示の実施が受けられます。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書開示実施方法等申出書」によりその旨を申し出て下さい。なお、この場合には、開示実施手数料のほかに、別途、写しの送付に要する費用の負担が必要となります。

## 2 「開示実施手数料の算定方法・納付方法」

## ① 開示実施手数料額の算定方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合には当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

50頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額100円 → 開示実施手数料は無料

50頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額500円 → 開示実施手数料は200円

50頁ある法人文書のうち20頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの10頁は開示を受けない)：

閲覧に係わる基本額100円 + 写しの交付に係わる基本額200円  
= 計300円 → 開示実施手数料は無料

## ② 開示実施手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力が無いと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができます。開示実施手数料の減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出して下さい。

## ③ 開示実施手数料等の納付方法

開示実施手数料及び写しの送付に要する費用は、次の方法のいずれかで納付することができます。

ア 現金・・・・・・・・情報公開窓口直接来られた上、「法人文書開示実施方法等申出書」を提出される際に、現金で納付できます。なお、現金で納付したいが情報公開窓口までは遠距離である等の場合は、当法人の受付窓口でも納付できますので、受付窓口での納付を希望される場合には情報公開窓口へ申し出て下さい。

イ 郵便定額小為替・・「法人文書開示実施方法等申出書」とともに開示実施手数料及び写しの送付に要する費用の合計額に相当する額の郵便定額小為替(無記名のもの)を同封の上、普通郵便にて郵送して納付することができます。(窓口で納付することも可。)

ウ 銀行振込み・・・・開示実施手数料及び写しの送付に要する費用の合計額を当法人の銀行口座(三井住友銀行 牛久支店 普通預金 3949000)に銀行振込みにより納付することができます。

## 3 「不開示部分に係わる異議申立て等」

開示しないこととされた部分について異議がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和47年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヵ月以内に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。(なお、決定があったことを知った日から6ヵ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

## 4 「開示の実施」

情報公開窓口又は受付窓口における開示の実施を選択され、その旨を「法人文書開示実施方法等申出書」により申し出られた場合には、開示を受ける当日、情報公開窓口又は受付窓口に来られる際に、この通知書を持参して下さい。

## 5 「本件連絡先」

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定方法・納付方法、異議申立ての方法その他不明な点等がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせ下さい。